

議員提出議案第1号

中野区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成30年3月12日

中野区議会議長 いでい 良輔 殿

提出者	中野区議会議員	伊東	しんじ
		高橋	かずちか
		小林	ぜんいち
		中村	延子
		平山	英明
		大内	しんご
		長沢	和彦

中野区議会委員会条例の一部を改正する条例

中野区議会委員会条例（昭和42年中野区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表建設委員会の項中「都市政策推進室」の次に「、地域まちづくり推進部」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に建設委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、改正後の中野区議会委員会条例（以下「新条例」という。）に規定する建設委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとし、その任期は、改正前の中野区議会委員会条例に規定する建設委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に建設委員会において継続して審査又は調査をすべきものとされている事件については、新条例に規定する建設委員会に付託された事件とみなす。

（提案理由）

中野区組織条例の改正に伴い、建設委員会の所管を定める規定を改める必要がある。